

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第5期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成したので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、理事会に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、当センターの業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当センターの予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成26年6月26日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事

中町 誠



監事

鷺川 正樹



平成26年度 定期監事監査概要説明書

1 監査結果の概要

業務運営は、法人の年度計画に沿って良好に行われており、新たな取組が導入されている。今後はさらに、こうした運用の精度を高めていくことが求められる。

会計業務については、事務執行に大きな問題がなく、適正である。今後もさらなる向上に努めてほしい。

2 是正または改善要望事項

【業務運営に関するもの】

① 患者サービスの充実について

職員の努力に加えて、新施設移転と最新の機器導入などが功を奏し、病床利用率等が当初見込みを上回り順調に推移している。このようなアドバンテージを生かし、さらに飛躍するために患者サービス面でのきめ細かな工夫もお願いしたい。

たとえば、平成25年度に新たに導入した職員提案制度では、患者サービス向上のための極めて適切な提案が職員から寄せられている。このような提案制度の更なる活用、診察待ち時間の短縮の工夫などがとりあえず考えられるのではないか。

② 人事管理について

移転関係の業務の影響によると推察されるが年休取得率が十分とはいえない。職員の健康保持等の面からも、年休取得率の向上を図っていただきたい。

看護師の採用については順調に行われている。一方で職員アンケート調査結果報告書を見ると処遇等について否定的な回答も寄せられており、退職防止に向けた取組について引き続き努力をお願いしたい。

③ 研究部門について

昨今、新聞等で研究に関する製薬会社との癒着等の問題が報じられている。研究部門では利益相反マネジメント体制は一応構築されているが、委員会や外部専門家等を活用し、同様の問題はないか否かの洗い出しや将来の不正防止の取組をお願いしたい。

④ 情報の取扱について

電子カルテが導入されたことに伴い、当該カルテ内の個人情報の管理は今まで以上に厳格に行う必要がある。アクセス等の厳格なルール化を行うとともに、医師等の職員に対して、周知徹底をお願いしたい。

【会計に関するもの】

① ガバナンスの強化について

国の独立行政法人改革においては、ガバナンスの強化、事業別情報の充実と予算・実績の比較などがあげられている。当センターにおいては、自律的なマネジメントが機能すべく努力がされているが、今後は下記の点にも留意をして進めていただきたい。

- ・ 会計監査が義務付けされたことから、監事・会計監査人の役割の明確化、連携などを検討して、内部監査のあり方も含めて、監査の質の向上を図ることが望ましい。
- ・ 予算、補正予算、実績の関係について、月次決算の結果を経営戦略会議の場で報告しているが、経営改革のアクションに繋がるように、予算（あるいは補正予算）を経営管理に役立つ実効性のあるものとし、経営目標との繋がりを持たせるように工夫することが望ましい。

② 開示すべきセグメント情報と診療科別原価計算の関係について

セグメント情報において、一般管理費に配分されている経費につき、医業と研究事業にそれぞれ配分すると、財務情報を開示する上でより効果的である。

他方、診療科別原価計算が実施されているが、ここでの経費は管理可能費とすることが現実的であろう。また、診療科別の利益に目標値を設定することは難しいかもしれないが、法人として管理可能費以外の経費があることから、診療科別の貢献利益の累積と最終的な法人の利益との繋がりがわかるように工夫して欲しい。

③ 契約関係について

契約については移転後も適切に処理されている。診療材料については、ベンチマークシステムが導入され、効果的に利用されている。引き続き努力して欲しい。

④ 医業未収金について

未収金の滞留が増えており、早い段階で対応が必要である。発生年限が古く回収が見込めないものは不納欠損処理を実施し、1年以内のものを中心に回収に当たるべきである。

⑤ 業務実績報告書について

報告書の記載に具体的な実績値を記入することで、より明確な内容にすべきである。

⑥ 今後の医療経営のあり方について

当センターは高齢者に特有な医療の提供に注力してきたことから、引き続き、その強みを活かした経営を推進していただきたい。一方で、高齢者医療については、経営をとりまく環境は大変厳しく、医療制度の変化もめまぐるしいものがある。経営の基本となる中期計画については、都福祉保健局で所管しているとのことである。

が、こうした当センターの特性を踏まえつつ、都における医療政策上の位置づけや行政的な役割の一層の確立が図られると良いと思われる。

平成26年6月26日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事 中町 誠



監事 鵜川 正樹

